

平成19年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時 平成19年9月25日(火)
13:30~15:10

2. 開催場所 水産会館 2F 第3会議室

3. 委員の定数 13名

出席委員 11名

漁業者代表: 太田嘉俊、奥村義雄、桂川善彦、神谷 清、
萩永茂生

遊漁者代表: 安藤幸道、渡辺澄子

学識経験者代表: 川合千代子、駒田格知、西牧眞規子、吉村朝之

4. 審議事項 議第1号 遊漁規則の一部変更について
議第2号 増殖指示数量の減免について

5. 議事の経過

【開会宣言】

○会長

それでは、只今から、平成19年度第2回の内水面漁場管理委員会を開会します。
本日は、委員の皆様には大変お暑い中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題は、「遊漁規則の一部変更について」ほか一件などでありますので、よろしく願います。

本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

【出席委員数確認】

○森書記

本委員会委員定数13名中11名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務
規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

【議事録署名者指名】

○会長

本日の議事録署名者には、萩永委員さんと西牧委員さんをお願いしたいと思います。
宜しくお願いします。

【議第1号】

○会長

それでは、議第1号「遊漁規則の一部変更について」を議題とします。
事務局に説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第1号「遊漁規則の一部変更について」をご説明させていただきます。
本議題は、漁業法第129条第4項の規定により、岐阜県知事から意見を求められたものでございます。3ページをご覧ください。今回、対象となりますのは、揖斐川久瀬
漁協に免許されております、内共第9号のもの1件でございます。変更内容は、特定
釣漁場の新設2箇所、いずれも、揖斐川町日坂地内でございます。それでは、詳細を
説明させていただきます。次ページをご覧ください。「新設、特定釣漁場、第8条、
前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域において、イ欄に掲げる魚種を
対象に、ウ欄に掲げる期間内、組合が開設する特定釣漁場において、遊漁をしようと

する場合には、エ欄に掲げる料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。それでは、次ページ以降の図をご覧ください。まず1箇所目ですが、区域は、揖斐川支流「日坂川の支派川の貝月谷の貝月リゾート柵の実荘入り口に架かる貝月橋より上流150mまでの区間」です。対象魚種は、あまご、にじます、期間はあまごが3月1日から9月30日まで、にじますが3月1日から10月31日までです。料金は、1人、500円、2時間、3匹までです。そしてもう一箇所は、「貝月谷の支流（名称不詳）の揖斐川町日坂1501-1に設置された樋門から上流30mまでの区間」です。対象魚種、期間は1箇所目と同じでございます。料金設定は、あまごが、1kg放流3,000円、にじますが、1kg放流2,000円となっております。変更理由といたしましては、「生産力の低い漁場の有効活用と地域振興、並びに漁協経営の安定化を図るため」というものでございまして、適正であると考えられます。施行予定年月日は平成20年1月1日です。以上でございます。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたが、なにか質疑等はございませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

ご質問もないようですので、只今から採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号「遊漁規則の一部変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

ご異議がないようですので議第1号については、原案のとおり決定します。

○会長

それでは、議第2号「増殖指示数量の減免について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、議第2号「増殖指示数量の減免について」をご説明させていただきます。これは、ワカサギの義務放流の減免について、別紙のとおり、馬瀬川下流漁協から要望を受けたものでございます。次ページをご覧ください。（馬瀬川下流漁協の要望書を朗読。）これに関します、裏付けとなるものとしまして、次ページをご覧ください。（長野県漁連がお客様各位に宛てた通知文書を朗読。）と、厳しい状況であったことを確認しております。これらを踏まえまして、減免案としまして、10ページにお戻りください。減免案、諏訪湖産ワカサギ卵の購入が困難であったことを確認しており、また、過去の経緯等から、本年度放流できなかったことはやむを得ないと考えられます。

○会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

○森書記

もう少し説明させていただきますと、網走産というのは搾った卵、未受精のものが

宅配されてくるんですが、それを、魚巢に自分たちで付けて、ふ化まで管理するようなかたちになっています。一方、入手ができないというのは諏訪湖産なんですけども、諏訪湖産は、粹に卵を付けて、発眼するまで管理して出荷してきますので、ふ化率はかなり高いだろうと、だから、組合要望にあるように、増殖効果が高いだろうということで、諏訪湖産を使いたいということです。馬瀬川下流漁協の組合長さんのお話を聞きますと、網走産を過去数年間入れてきたんですけども、なかなか効果が得られないということで、昨年度から購入先を諏訪湖産にしたということです。理由としては、先ほど松田の方から説明がありましたように、やむを得ないと思われま

○川合委員

一つ疑問に思うんですけども、ここ自体で、ワカサギを自然に増殖させるような努力というのはされているのかなと思って。ずっと、このままでは、ますます悪くなるばかりではないのかなと。そこ自体で増殖しないと、いつまでたっても良くはならないのかなと思うんですけど。

○森書記

ワカサギの産卵というのは一般的にいいますと、この辺りですと伊自良湖が有名なんですが、湖に注いでいる川へ春遡上して、そこで産卵するというかたちをとっているんですね。馬瀬川下流さんの漁場というのは、岩屋ダム及びその下流の馬瀬川第2ダムです。そこへ放流している。ところが、例えば岩屋ダムに注いでいるのは、馬瀬川と弓掛川というのがあるんですが、注いでいるところに堰堤があって、環境的にはそこで産卵することは難しいのかなと。ワカサギを増殖しようとするならば、諏訪湖なり、先ほどの網走から卵を購入せざるを得ないという状況です。このことは、他の漁協さん、土岐の竜吟湖も同じような取組で、成果もそこそこ出ていると、松野湖でも、型は小さいんですけども、ワカサギ釣りの人々がたくさん確保されている。自然に再生産するというのが一番いいと思うんですけども、それは、なかなか難しい状況であると思います。

○川合委員

たまたま最近、岩屋ダムの所長さんとか、ダム関係者の方と話をすることがあるもんですから、今の話題を聞きますと、なんかできないものかと思います。

○西牧委員

諏訪湖というのは、湖底に温泉が出ている。一年中、下の方は温度が変わらない。上は凍っている。そういうようなところがあれば、ワカサギが湧いてくると思うんですけど。そういうところが岐阜県の中にもあってくれればいいと思うんですけど。

○森書記

供給元になるような所ということですね、卵の。岐阜県では、今、なかなか。琵琶湖だったですか、かなりの漁獲があるのは。(そうです)。もしかしたら、琵琶湖の方もそのような卵を供給できるような機能を果たせるようになる可能性が出てくるんじゃないかなと思っております。

○川合委員

岩屋ダムの上には美輝の湯があるもんですから、あそこと仲良くなって何とか・・・。

○会長

あそこは温泉がありますけども、岩屋ダムまでの間は水量が少ないという問題がございます。

○奥村委員

関連ですけど、馬瀬川下流漁協にしてみれば、あきらめざるを得ないという状況がありますが、諏訪湖産を入れられて状況はどうだったんですか。

○森書記

馬瀬川漁協では1年前から始めて、成果というのは、まだはっきりと掴めていないと言うんですが、以前に比べると手応えはある感じだそうです。

○奥村委員

できれば、県の方にもゆずる場所があれば骨を折っていただきたいと思います。せっかくその気でやって見えるのなら。

○会長

岩屋ダムにおけるワカサギは、産卵のために川を上っても、あまごに食べられてしまう感じがします。

○会長

先ほど事務局より説明があったとおりですが、あるいは皆さん、ご意見等無い様でしたら……。

○駒田委員

岐阜県内でワカサギが、増えていくような可能性はあるんですか。

○森書記

私が知っているのは伊自良湖。あそこは、調査しておりまして、あそこは、青少年の家の所の川へ上って産卵していることは確認しておりますので、ここは再生産はしています。他は、やっているところは松野湖、竜吟湖。これについては情報はないんですけれども、あまり再生産しているという話を組合から聞いたことは無いので、可能性は低いんではないかと思います。

○川合委員

伊自良湖はブラックバスの被害がひどくなったので、一回、駆除したということなんですけど、卵が残っていて、まだ残っているという話を聞いているので、もっと徹底的にやらなければいけないと言ったんですけど、ワカサギも殺してしまっただけなので、その見極めが難しい。

○森書記

あそこは、コクチバスが入ったということで、昨年11月、全部水を落としてブラックバスとか駆除したんですが、ワカサギもかなり死にました。あと、あそこはヘラブナ釣りが有名で、そういうものにつきましては、上流に生け簀をつくって、そこに蓄養して、湖に戻すという対応しております。駆除につきましては、魚類学会の岐阜経済大学の森先生なんかが中心となってやられたんですが、湖の中はきれいに駆除されました。また、下へ流れ出していないかということで、その後、数回にわたって下流域の採捕をやって、ある程度駆除できたという報告がされています。たまたま、あそこは天井川といいますか、伊自良湖の水が途中で伏流しておりますので、直接、伊自良湖の方から出水が無い限りは繋がっていないので、駆除に関してはいい条件であったのかなと思っております。

○川合委員

先週も河川課の方とこの問題を話していたんですが、具体的にワカサギの産卵期がいつかをそれを教えていただいて、それをずらした上で、工事関係者と調整できれば

など思っております。

○会長

それでは、ご質問も無くなりましたようですので、只今から採決を行います。
お諮りいたします。

議第2号「増殖指示数量の減免について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○委員

【「異議なし」の発言あり】

○会長

ご異議がないようですので、議第2号については原案のとおり決定します。

○会長

次に、【協議事項第1号】「共通遊漁証について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

○森書記

まず始めに、「共通遊漁証について」ということでご説明申し上げます。前回の管理委員会で、遊漁者対策ということで、いろいろと説明とか、ご意見をいただけたと思います。その一環として、組合がこれから取り組むのに、ある程度制度的に整えていく必要があるだろうということで、その一つとして、「共通遊漁証について」という考え方を示したものでございます。それでは資料に基づいてご説明申し上げます。目的ですが、遊漁者が減少している状況において、利便性提供による遊漁者増大を図る一方策として、共通遊漁証の発行を遊漁制度上に規定することを目的とします。これから組合さん、若しくは漁連さん等が、共通遊漁証をやっというときに、その受け皿としたい。まず始めに共通遊漁証の内容ということでございますが、共通遊漁証の種類としては、ここにA、Bと2つ考えられると思います。一つは県内共通遊漁証、これは県内全域を対象とした年釣り券、Bとして複数漁協の共通遊漁証、これは水系とか、隣同士の漁協が遊漁者対策の一環として、共通の遊漁証を発行することを想定しております。それぞれの共通遊漁証には、アユと雑魚の2種類が当然出てくるであろうと思います。今、申しましたような種類の共通遊漁証が考えられるんですが、それぞれの共通遊漁証の金額設定をどのように考えたらいいかということですけれども、遊漁者にとってメリットがないと、なかなか買ってもらえないということから、価格的には、それぞれの漁協の設定金額の合計金額よりは低く設定しなければならないと考えられます。具体的に言いますと、Aの県内共通遊漁証は他県の、例えば3ページを見ていただきますと、これは前回の委員会の時にも資料として出させていただいておりますが、青森、岩手、秋田等、県内共通遊漁証をつくっております。これを見ますと、青森県の場合ですと全魚種の漁協の遊漁料金の範囲というのは、1,500円～10,000円、多くは大体3,000円。こういうような状況で、全魚種の共通遊漁証の金額は、15,000円という設定です。こういった、他県の金額設定を参考にしながら、実際に現実的な金額を設定していったらどうかと考えております。2番目の、Bの複数漁協の共通遊漁証、これについては、連携する漁協の遊漁料の合計額より最低1割以上は割引く額にしたらどうかという考えを示したものでございます。3番目に遊漁証の販売と言うことで、共通遊漁証となりますと、むやみに無制限に販売しますと、後ほど売り上げを集約して関係する漁協に配分しなければならないことがありますので、そのことを考えますとある程度販売場所を限定する。限定することによって管理が適正に行われるだろうということです。こういう考え方によりますと、県内共通遊漁証については、原則、漁連及び各漁協事務所で取り扱っていただくのが1番だと思われます。Bの複数漁協の共通遊漁証、これは、それぞれ連携する漁協事務所

で取り扱っていただく。次に、実際、規則上にどう盛り込むかということで、規則に盛り込むとなりますと、遊漁規則上に明文化しなければならない。その例として、次に掲げておるのですが、例えば県内遊漁証の場合ですと、ここにあるのは「第〇〇条、遊漁料の額は次のとおりとする」ということで、現在、各漁協さん、この部分、表の部分を規定しておるんです。それに付け加える形ということで「県内共通遊漁証の額及び納付の方法」ということで、新しい条項を立ち上げてもらおうと。具体的表現としましては、「県内共通遊漁証による遊漁の場合は、次の遊漁料とする」ということで、2ページ目の表が出てきます。先ほどにもありましたように、漁協は、アユとアユ以外の魚種、これは雑魚と岐阜県では呼んでいるんですが、この2種類があつて漁具・漁法は手釣り竿釣り、遊漁料の額は年釣りいくらというように規定したらどうかと思います。年釣りですので、その期間を定めておかなければ混乱が生じると思うんですね。ですから「年釣りの期間は1月1日から12月31日までをいう」というように使用できる期間は、1年間とはどういうものかというのを提示したいと思っています。2番目に遊漁料は岐阜県漁業協同組合連合会、または、県内の漁業協同組合、石徹白漁業協同組合を除くというのは、石徹白漁業協同組合は県漁連に入っていないので、こういうような形を考えたんですが、こういう県内の各漁業協同組合において納付しなければならないと。こういうような形をとったらどうかと考えています。次は、連携する複数の組合間で遊漁証を発行する場合、これも、新しく条文を作ると言うことで、共通遊漁料の額及び納付方法ということで、「〇〇漁協（内共第〇〇号）、〇〇漁協（内共第〇〇号）の共通遊漁証による遊漁の場合は、次の遊漁料とする」という形で、共通遊漁証と同じような表を付けてもらおうと。年釣りの期間は、「1月1日から12月31日までをいう」というようにこれも期間をはっきりさせると。「遊漁料は、それぞれの漁業協同組合において納付しなければならない」というようにしたらどうかと考えています。実際、こういう動きが具体的に出ているかといいますと、まだ、具体的には出ていないんですが、意見の中にはこういう、共通遊漁証というものが出ているので、制度的に前もって環境を整えていく必要があるだろうということとで、今日、協議事項としてやらせていただいております。

○会長

どうですか皆さん。共通遊漁証というもの。今、様々な問題がある中で、そういう中で、県内、あるいは複数の単協がやれるかどうか。まだ、ちょっと、時期的に早い気がするんですがね。

○奥村委員

消費税問題も浮上し始めた。物価の上昇も勘案しなければならない。そういった中で、将来の邪魔になるような気がするのですが。

○森書記

いろんな要素があつて、すぐにこれが出てくるとは考えていないんですけども・・・。

○奥村委員

もう少し言わせていただくと、ありがたい事だとは思いますが、今言われるように現実的に非常に難しいとを考えます。複数は、お互いの内容を理解しなければいけない。これは、認めると言うよりは、今後に向けて門戸を開くという考え方であれば、認めさせてもらいたい。

○会長

現在、私ども、増殖をしておりますが、現在の増殖について各単協が意欲をなくしていくようなことはあつてはならないと思っています。そういう点で、現状では早いのではないかと思います。将来、こういう事ができるようになれば結構なことと思いますが、それによって増殖意欲が無くなることがあつてはいけません。一応、将来の

課題として、門戸を開けておくと、今後検討していくということであれば結構だと思うんですけど、少しまだ時期が早い気がします。

○森書記

会長さんが言われたように、これを今、すぐに県内共通遊漁証というのは難しいんだろうと思うんですけど。ところが急に、遊漁者等の要望があった時に制度上に対応できないと思うんですけど。考え方としては委員会なりで協議していただいて「取り組めるよ」というものをつくっておいていただければ、いざというときには早く対応できるだろうと思うんですが・・・。

○神谷委員

これ協議事項ですから、いろんな思惑があるんだろうと思うんですが・・・。

○会長

売り上げができたところで、各単協へ分配するという話となりますと、どうしても釣り人というのは、下流から上流の方へ上る場合が多くて、一番近いと言うことで、下流の方で遊漁証を買っていくということで、上流には非常に不利になる。

○森書記

一番問題となるのは、配分の話だろうと思います。例えば県内の共通遊漁証を使って、例えば飛騨川の管内だけ30日使ったと、他の所は1日、2日だけだったと、当分に分けてもらうにしてもそれは不公平では無いかと。具体的にはそういう話も出てくるんじゃないかと思います。

○会長

どうですか。共通遊漁証と言うのは結構なんですけども、そういう、いやな話をしないといけなくなり、困るので、将来に向けてやるというのは結構なんですけど、まだ早いような気がします、どうですか皆さん。

○川合委員

今の時代、どんな業種もそうだと思うんですけど、やっぱり、がんばった人が報われる時代に入ってきましたから、がんばるところは、がんばらないと・・・。

○会長

この問題については、今後、また協議していくと言うことでどうですか。

○森書記

分かりました。

○森書記

もう一つの協議事項ですが、資料の4ページ目なんですけど、「溪流魚のキャッチ&リリース区について」ということでございますが、これは、ルアーやフライフィッシングを楽しむ方が、アマゴ、イwana等のキャッチ&リリースを励行する方が多くなっているということで、キャッチ&リリースの専用の釣り場を設けてくれという遊漁者からの意見もあるという状況です。現実に石徹白漁業協同組合が、このキャッチ&リリース区を設けているということで、ただ、今は、釣り人へのお願いで整理されておりますので、例えば、釣った物を持って帰っても、ダメだという強制力がないんですね。そういう様な状況にあるということから、ある程度規則で裏付けをしてやるということも必要ではないかということで、この、協議事項としてあげさせていただきました。キャッチ&リリース区というのは、設定するにはある程度基準を設けなければいけないということで、4ページにまとめたものでございますが、まず始めに、遊漁

者等からの要望がないと、設定しても意味がないだろうと、安易なキャッチ&リリース区を設定するということは、一般の、釣って持って帰る方を規制するということです。お客さんの要望がない中で設定しますと、漁場の利用を低下させるという状況に陥る可能性が高いということから、キャッチ&リリース区を設定しようとする場合には、遊漁者等からの要望があつて、そこが活用される裏付けがなければ、設定したらいけないというのが1点、もう一つ、キャッチ&リリース区の規模についてもある程度制限した方がいいんじゃないかと思います。今、キャッチ&リリースをやられる方の割合というのは、数字的にはちょっと掘んでいないんですが、そんな、まだメジャーでは無いんですね。3分の1、4分の1にも達していないような状況だと。

○会長

私、今年の春に秋神川に行ったんですが、そこで釣り大会があつて、人数は180人ぐらいいたんですが、その内で一人だけだった。キャッチ&リリースしてたのは。その人は、そこで話題となりました。それぐらいの状況で、今の石徹白川についても、どうも持って帰られる方が多くて、なかなか魚が増えてこない。しかし、それを規則で罰するとなると、まだ、なかなか。釣り人が、そういう気持ちでやっていただける人がいればともかく……。

○森書記

今、会長さんのお話があつたように、まだ、ごく一部というような認識を持っているんです。ですから、設定する規模としては、各漁協1箇所まで、設定する距離につきましては、メインとする河川については、例えば流程の1/10以下に抑えてもらおうと。また、キャッチ&リリース区の境がはっきりするように、河川工作物があるところで設定してくれという一つの考え方。一方、支流で谷なんか設定することもあるかと思うんですが、今の石徹白川がそのような形をとっている。支流で設定する場合には1本、それをある程度本川から近いところにある工作物を境にしてその上流という形ではっきりと区域が分かるように設定してもらふ必要があるのではないかと考えています。いずれにしても、要望等が必要ですので、その辺が重要になってくるだろうと思います。それから、石徹白漁協のみの説明でしたけど、他にもこういう取組をしたいという漁協さんも、現在あります。やはり、釣り人へのお願ひだけでは、徹底できないと、遊漁規則に規定することによって、取締りもできるということで、今回これに関して協議をさせていただいているんですが、具体的に遊漁規則なり行使規則にどのように規定していくかということなんですが、禁止区域の中で整理したらどうかと思っています。遊漁規則の場合ですと、4ページの一番下から5ページの上段にかけて書いてあります。今、禁止区域の設定というのは4ページの下段のような形で各漁協さん設定しております。それに付け加えて第二項という事で、5ページの頭なんですが、「前項の規定にかかわらず次表の左欄に掲げる区域については、アユを除く魚種について右欄の期間中漁業をしてはならない。ただし、組合が別に定める方法により再放流を前提に採捕する場合はこの限りでない。」という表現で徹底したらどうかと考えております。組合が定める方法により再放流ということをキャッチ&リリースと呼んでいただきたいと思います。ここでいう組合が別に定める方法というのは、キャッチ&リリースですと返しのない針を使うことが多いんですね。というのは魚が傷むと言うことで、傷を少なくするために、返しのない針を使うとか、そういう細かい、多分決めが出てくるだろうと。これは組合さんが各自で決めていただいて、公示してもらおうと。そういう形をとりたいと考えております。で、第三項で「組合が別に定める方法」は、組合の掲示場に掲示するとか、「組合広報等に掲載して周知するものとする」という一文を付け加えさせてもらいたいと考えております。続いて、漁業権行使規則の場合、これはキャッチ&リリース区に設定した場合、遊漁者だけでなく、組合員さんもキャッチ&リリースをしてもらわなければいけないということで、同じような表現で、行使規則にもうたってもらおうということです。

○会長

石徹白のキャッチ&リリースについては、監視業務をどのようにやっているのかを聞いた事があります。そうしたら、入漁者の相互監視などが効いているとおっしゃりました。しかし、あそこは、道路に近いところを川が流れておりますので、ある程度監視なんかも可能ですけど、そういうものを私どももやれとなると、川が道路の近くを流れていないと、谷なんかだと、監視そのものも難しい。谷なんかだと石徹白さんもそれなりに苦労してみえます。もう少し良く研究して、そういうことができる河川はいいんですけども、密漁者ばかりを増やしてしまう話になってはいけません。

○森書記

私今、考えておりますのは、今やりたいという漁協さんの要望はあるんです。実際に、それについて監視の問題とかは、組合さんで検討していただく事項だろうと思っておりますし、石徹白は、また、例になるんですが、どちらかといえばあそこの設定については、遊漁者が主導でやられたんですね。組合さんが遊漁者のそういった意見を聞いて設定したと言うことで、釣り人同志が監視しあうとか、牽制しあうというような、システムの的にはそれも一つの形かなと思うんですね。

○奥村委員

私も春、関心を持って聞いたんですが、うちでやると言うことになるのかなかなか難しい問題があるんですけども、特に石徹白の場合は、目的が我々とちょっと違っている。観光客を誘致するという感覚が非常に強いんです。それで、必ず宿泊していかれる。漁業より、いわゆる観光的なことで効果があると組合長さんも言って見えました。石徹白と我々を同じ感覚で捉えるのは、ちょっと難しかなと考えている。

○森書記

私どもも、キャッチ&リリースを徹底するロケーションというか、石徹白というのは自然が豊というか、人っ気の無いような所で、そういうロケーションで、釣りだけを楽しむという方々、マニアックな方々が主導して設定したと思うんですね。例えば、アユと共存するような漁場では、なかなか溪流魚だけの釣り人から、そこに「設定してくれ」という要望は出てこないと思う。今、もう一箇所そのような話が出ているのは本当に山奥の漁協なんです。アユを放流せずに溪流魚の漁場として活用されておるという様な状況ですので、こういう基準を作って、「うちには関係ないよ」という漁協さんには必要がないことですし、うちも「要望がある」というところであれば、こういう事について検討してもらえればどうか。検討した方がいいが、裏打ちするものがなければ漁協さんが後、苦労するということで、今回お願いしたということです。

○神谷委員

私どもも5年ぐらい前からやっているんですけど、投網を禁止して、返しのない針にして、ところが地元の組合員のお年寄りが釣ったもの全部持って行ってしまふ。若い人たちが怒ってしまっている。

○森書記

実際に設定を検討される漁協さんについては、自分側の責任で、どう監視を徹底する、どうやり方を周知するなどを検討していただかなければならないと思います。

○会長

もし、そういう希望の漁協があれば、やはり現在の状況もありますので、そこを「一定の研究をしてからやりなさいよ」という指導でやってもらったらどうですか。

○森書記

今、石徹白漁協の漁業権は福井県なんです。といいますのは、ちょうど県境の漁場

ですので、10年交替で福井県と岐阜県が交互にやっているんです。で、次回、岐阜県に来たときに、キャッチ&リリース区の取り扱いについて、きれいにしておく必要があるのかなというのここには含まれているんですけど。

○会長

それでは協議もつきたようですので、続きまして、その他「岐阜県漁業調整規則改正の動き」について、事務局の説明を求めます。

○松田書記

それでは、現在、作業を進めております、「岐阜県漁業調整規則改正の動き」について説かせていただきます。きっかけとなりましたのは、来年度初旬に予定されております、漁業法改正の動きでございます。委員の皆様もご存じのとおり、漁業調整規則は、漁業法の一部を成すものでございますので、法が改正されれば、規則も改正しなければならない場合がございます。しかし、3ページをご覧ください。これは、今年の春に水産庁が示した、この様な内容の改正作業を進めてますよ、という文書なのですが、2の概要を見てみますと、「(1) 試験研究及び新技術の企業家のための操業に対する許可等の特例、(2) 指定漁業の許可等における経営状況の勘案、(3) 無許可操業に対する罰則の強化、(4) 漁業監督吏員の権限行使区域の拡大」と、どう見ても海面を想定した改正内容でございまして、岐阜県には関係ないなと思っておったんですが、しばらくしまして、あまりにも良すぎるタイミングで、水産庁より通達がございまして、12ページをご覧ください。これは、どのように扱わなければならないかと申しますと、次ページ以降に参考資料を添付しておりますが、漁業法第66条第1項に規定されております、いわゆる、法定知事許可漁業として取り扱いなさい、というものでございます。これは、知事の許可無く、この様な漁業を営みますと、法により罰せられるというものでございます。それでもですね、今まで河川におきましては、海面における「漁業」とは、一線を画するような形で整理されてまいりましたので、しばらくは半信半疑でおったんですが、1ページにお戻りください。平成19年8月30日付け水産庁長官通達の「別添2」により、これらに関する基本方針が示されました。岐阜県に係わる事項は以下のとおりです。重要な部分ですので、そのまま読ませていただきます。「Ⅱ-(6) 内水面規則例については、従来の採捕行為の許可制に加え、悪質な密漁行為の抑止や再犯防止の観点から、禁止漁業及び許可制漁業にかかる規定例を新たに設けることとする。2-2 内水面規則例における小型底びき網漁業等の漁業の許可の実施規定の整備として、現行の内水面規則例には、許可制漁業の申請があった場合の実施規定が置かれてないが、近年、河川及び湖沼において、貝類の採捕を目的とした漁業の操業形態が変化し、漁業法第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業に該当する漁業が営まれている実態があるほか、今般、内水面規則に許可制漁業を導入することに対応するため、規則例に準じ、許可申請にかかる手続き規定等を追加することとする。2-3 内水面規則例における移植の禁止にかかる規定の整備としまして、現行の内水面規則例に規定する「移植の禁止規定」に例示しているブラックバス及びブルーギルに関しては、特定外来生物による生態系等に係わる被害の防止等に関する法律第2条第1項の特定外来生物に指定されたことから、例示の必要がなくなったため、当該例示を削除する。」というものでございます。そして、これらを踏まえまして、次ページにあります5項目を中心に、漁業調整規則改正の事務手続きを進める予定でおります。まず、一つ目として「漁業」に関する規定を盛り込みます。内容は、漁業法第66条第1項の小型機船底びき網漁業の許可制への対応でございます。理由としましては、実態が認められるからでございます。9ページ、10ページをご覧ください。しかしですね、当たり前の話ではございますが、現状を変えていこうとしますと、何かしらの問題が生じてまいります。想定される問題点といたしましては、今までノーチェックでまいりましたので、専業者や、生活依存度の高い人々の漁場の縮小、また、そうならないための県境漁場における他県との調整等の重要性が出てきます。また、資源保護上のケアも必要となってまいります。

このため、これらの対応といたしましては、①、②についてはシジミの採捕禁止期間の規定を外す計画でございます。これは、資源保護上のケアと背反する部分ではございますが、許可制とすることによりまして、漁獲成績報告書の提出が義務化されますので、水産課において資源状況を適時把握できるという部分で、補っていいけるのではないかと考えております。次に、2番目として、かじか卵の採捕禁止を規定します。理由としましては、かじか卵の採捕禁止については、委員会指示により継続実施中でございますが、委員会指示の性格上、長期間かけ続けておくべきものではないからでございます。カジカ卵の採捕禁止につきましては、昭和の時代から、形を変えながらも指示が続いていると聞いております。3番目としましては、たも網にかかる漁具・漁法の制限の解除でございます。内容としましては、直接の条文はございませんが、網目による制限において、解釈上、たも網までもが規制されてしまってますので、特出ししまして、適用除外とするものでございます。たも網と言え、アユ釣りにも使われますので、そういった不具合を取り除きたいと思っております。4番目としましては、「外来魚の移植の制限」の条文を削除するというものです。理由としましては、水産庁の見解にもございましたが、問題としている外来魚、いわゆる特定外来生物の移植制限は、外来生物法 第9条に規定されておりまして、罰則も三年・三百万円と重いことから、規則間のバランスにおいて罰則強化のできない漁業調整規則上に規定しておく意味がないと考えられるからでございます。そして、最後となりましたが、特別採捕許可による「特定外来生物」駆除の実現です。どういう事かと申しますと、今までは試験研究の名目でしかできなかったこのことを、単なる駆除のみで、できるようにしようというものでございます。以上、5項目の改正を中心に、下記スケジュールにより作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○会長

この底引き網漁業というのは岐阜県の中にあるんですか。

○森書記

海津漁協の組合員さんが、この写真にあるように、船で、「まんが」といいますか、これを引いていくんです。そしてシジミを採っている。それを一年間通してやってみえる方がいます。で、その漁法というのは、今まで内水面というのは該当しないと思っておったんですが、「知事の許可漁業としてやらなければいけない」というものなんです。ところがその具体的な申請の手続きが漁業調整規則に入っていないので、今度それを整理しようというのが主旨なんです。それに併せて、松田が言ったように、カジカ卵の採捕の禁止というのは、委員会で長年指示しておりますので、それを調整規則に入れてもいいんじゃないかということ。それに、たも網というのは目合いが、15cm 20節という、細かい網というのは使ってはいけなくなっているのですが、市販のたも網というのはものすごく細かい物もありますし、そこまで規制する必要があるのかなという疑問があるんです。ですから、市販されているたも網については、子供が小川で取ったりするのに調整規則云々の話をするのも現実的ではないので、それについては、今度取り除いていったらどうかというのが3つめ。それから外来魚の移植の制限といたしまして、ブラックバスとブルーギルについては移植してはいけないと調整規則で規制しているんですが、ところが、環境庁の方で、外来生物法というのを設けて、それを「水槽で飼ったり、生きたまま移動させたらいけない」と、そういう規制をしています。だから、今、調整規則で規制しなくても、取っ払っていいんじゃないかと言うことで、この条項を抹消しよう。最後の部分は、特別採捕許可ということで、各漁協さんで、コンサルが実施する場合、環境アセスメント調査ということで、同意書をもらいに行くと見えると思うんですよ。その時の特別採捕許可の目的というのが、調査研究、増殖、例えば、ここでも審議していただいたんですが、遡上してくるアユを、堰堤で止まっているアユを捕まえて上流に持ってくる、その時に5月11日以前はアユを捕ってはいけないという調整規則の決まりになっておりますので、その適用を除外するという事でやっているのが特別採捕許可という

んですが、その中に、外来魚の駆除という目的は無いんです。例えばこの前の伊自良湖で駆除したときに電気ショッカーを使ったんですが、本来なら駆除ではできないんですが、生息調査という名目で申請を出してもらって、許可を出している。しかし、それは実態に合わないのので、駆除をするのでそういう電気を使えるような許可をするよと、そういう形にしたいというのが5番目です。以上のような内容で、現在検討しておりますので、次回の委員会に正式に諮問をさせていただきたいということです。

○会長

昔からやってみえたことで、シジミで生活していた人々が、これによって生活できなくなるといったことが無いように、しっかり調査をしてやってください。

○川合委員

1号議案の中で、8 ページで出てきた写真なんですけど、議題からは外れるんですが、こういった工法がお魚さんにとって適正かどうかを教えていただきたいのと、自然調整工法も関係してますんで、そちらの方へも反映したいと考えておりますので。

○会長

これにつきましては、そういうことが分かりましたら、お話をさせていただくということで、よろしくお願いします。

○奥村委員

お願いなんですが、今、県内でコイの移動が絶えてしまっているんですけども、現実には業者が生産しても全く動かせない状態が続いている。県下の組合員の中から、来年以降、コイの移動の禁止を解除してくれという要望が出ている。県においても検討されまして、柔軟に考えていただいて、来年は解除していただくようお願いします。もう一つは、ここで言うべき問題では無いかもしれませんが、午前中、漁場監視について検討していたんですけども、今、遊漁者に監視員が、年券、あるいは日券を売ることですけれども、現場での加算金が、今、日券は2,000円、買わずに入ってみえた方は3,000円ということなんですけども、遊漁者に言わせると買わずに入った方がいいんだと言う。もし、見つかっても「追加1,000円」という感覚が非常に強い。ということで、県の方で、何とかいわゆる罰則金をもう少し、2,000円なり3,000円にさせていただく事をお願いしたい。とりあえずこの場でもお願いしたいと。まず、管理委員会の意向をお聞きしたいと。

○森書記

これは、だいぶ古い通達、昭和の時代の話になるんですが、今、現場で売る加算金の話なんですけど、決めがあります。現場で売れるのは日釣り券だけなんですけど、アユについては当日券の価格の1/2までとしている。2,000円取るのはちょっと酷なのかなと。逆に買いたくても買えなかった人というのは多いのかなというのがありますんで、相場で1.5倍ぐらい、つまり1,000円を加算して、3,000円で現場では売るというかたちのものとする。雑魚については、安いんですね、単価が、当日券の。アマゴですと1,000円ですか？一番高いのは。アユも1,000円ぐらいということで、罰則金では無いんですが、手間もかかりますんで、その部分をまかなわなければならないということで、雑魚については日釣り券の価格と相当額までは現場加算額として認めますよという指導はさせてもらっている。今の話で、例えば2,000円のアユの日釣り券を現場で売ったら4,000円なり、もっと高く5,000円で売ったらどうかという話なんです。これはちょっと、遊漁者からの話もあると思うんですよ。

○奥村委員

遊漁者、おそらくどこへ行っても、川へ入る場合、基本的に入川料を払って入るのは基本なんです。私は、この様なものは、加算金でなく罰則金やと思っている。は

つきり言いますけど。そんなことは分かってやっているんです。

○会長

先ほど、遊漁証を売っているところが少ないという話がありましたが、最近ではコンビニでも売っている。見つからなきゃいいという感覚でやっている。

○神谷委員

アユの放流量の10%あまりを監視手数料として払っている。

○森書記

今、そういう無鑑札で入られる方というのは増えてきているんですか。(感覚的に多い。増えてきている)。逆に、私思うには、監視を強化すれば、それだけ売り上げが上がるかどうかは分かりませんが、その方が重要なのかなと思うんですが。

○奥村委員

午前中、監視について話したんですけども、例えば、給料、年間の予算等考えると、5人でうちは800万円ほど出しているんですが、それ以上の効果が出てこないとダメなんです。その計算式が非常に難しい。難しいが、少なくとも1,000円多く出せば、都合良くいけば、無料で釣れるという感覚があるんです。遊漁証を売るお店においても、私は遊漁証なんか買う気はないと言う。県はそう言うが、漁業関係者の意見も聞いて、十分検討した上で、「これは決まりだから」と言うことでは・・・。

○森書記

私、言いたいのは、「遊漁者の意見も聞かなければいけないのでは」と。今、無鑑札で、ゲーム感覚でやってみえるのが、実際、何割かというのが分からないんですけど、私の経験から言うと、アユはよっぽど大丈夫だと思うんですが、アマゴの券を買うのに、真っ暗の道を行くと買えないような場合がある。それこそ、自販機を設置する等、そういう形が整っておればいいのかと思うんですが。

○奥村委員

例えば郡上では、全部のコンビニで売っておりますし、自動販売機もあります。しかも、岐阜市辺りでも購入できます。今年も、かなり岐阜市からも売り上げもいただいております。コンビニは各地にありますし、いつも開いておりますので。

○会長

おとり屋さんに寄って、おとりは買っても遊漁証は買わないという人がいる。

○奥村委員

これは一つ真剣に考えていかないと。私の組合だけの話ではないと思いますよ。県は県なりの見解はあるけれども。

○神谷委員

これは県条例かなんかに入っているんですか。

○森書記

いえ、入ってないです。これは、昭和48年ぐらいの取り扱いに係わる文書なんですけど、その中で今、質問があったことについて、現場加算料についてはこういった視点でやりますよと。後は、盛り込まれていたのは、弱者、高齢者とか、身障者の方の減免をお願いしますという文書なので、変えることは可能なんですけど・・・。私、そういった話、厳しいとは思いますが、本日、遊漁者代表の方もみえますんで、意見を言っただけだとありがたいんですが。

○会長

監視員がまわっていると言うような情報はすぐ伝わってしまつて、監視というのは難しい。

○森書記

実際に買って入るのが前提と考えてますので。確かに、そういう話が問題として大きくなってくれば対応は考えなければいけないと思うんですが。

○奥村委員

もう、そこまできている。それで、聞いてみると若い人の方が、割とお金を払って入っている。ところが、50代ぐらいが一番悪いと聞いている。50代、60代。(お金を持ってみえる世代ですものね。どちらかといえど)。問題は心の問題。お金を払わず入るのは泥棒と考えている。その部分を県が理解していただかないと。釣り人の気持ちといつても。こっちはお金をかけてやっている。

○神谷委員

お金を払わずに入るのは遊漁者ではない。密漁者。

○森書記

すぐにそういったことに対応できるか、また、本当に対応しなければならないのかは検討させてもらいます。しかし、実際に、どういう実態かというのは分からない部分がありますので(今度、県漁連の方で話を取り上げていただいて・・・)・・・。

○神谷委員

これについては、現実、各漁協、非常に頭を痛めている。

○駒田委員

今年、アユの冷水病はどんな感じですか。

○森書記

詳細な回答は取りまとめ中ですが、感触として今まで通り冷水病は出ているということなんですが、環境によって被害の程度が左右されるんですが、一時に比べるとそれほどでもないかというような感覚は持っています。ただ、出ていることは、それこそまんべんなく出ています。

○会長

私どもの漁協のことをいうこととなりますと、湖産系の、要するに人工種苗を入れると必ず、冷水病出ます。ところが湖産に関しては、飛騨川本川は、これを主に入れてますけど、ここ2年ほどは、ほぼ冷水病が出ることはないです。5年間続けて人工の湖産系を入れたんですけど、これは梅雨が明けて2週間ほどたちますと全滅です。けれども、解禁当初に釣れると言うことで入れとるんですけども、もう来年度からは入れません。海産系の魚病センターの人工物についてはほとんど発生はしません。そういうものまで、いわゆる湖産のアユ入れたらすぐ冷水病が出ると言われていましたけど、今はちょっと、ある程度の仕立てアユであれば、ほとんど出ません。

○駒田委員

琵琶湖の冷水病の実態はどうですか。

○会長

意味はちょっと違いますが、加温したアユといいますのは28℃からの水温で、そ

れでやったものに関しては、冷水病菌は持っているんですが、しかし、発病はしません。冷水病菌が入ってから加温したものに関しては死にません。冷水病菌が入らずに加温したものに関しては、発病します。私ども、加温したアユも入れているんですが、これに関しては、この2年、3年くらいはほとんど出ません。アユの種類によっても違うんです。

○川合委員

琵琶湖の水環境の方もだんだん改良されてきている様な傾向があります。

○森書記

一つよろしいですか。先ほどコイヘルペスの取り扱いについてですが、今、当委員会から指示しているのは、発生水域から生きたコイを他へ持って行って放してはいけないというものと、あと、放流に際しては、検査を受けて「白ならばいいですよ」という内容になっていると思うんですけど、例えば、業者さんどうしの話、養殖業者さんが他の養殖業者さんに売る場合の話をしてみえるのか（移動禁止。渡すこともいけないと理解している。）。移動禁止というのは、私どもの方ではちょっと分からないんですが、例えば、A 養殖場から B 養殖場へ種苗を売ることにしては、当事者間どうしで話がまとまれば問題ないと解するんですが。

○奥村委員

我々は移動したらダメという感覚でいる。

○森書記

県の方で移動禁止というのはしてないと解するんですが、ただ、放流とかについては、先ほどもありましたように、「無菌のものを放流しなさいよ」とか、「今まで発生した水域のものを持ち出してはいけないよ」ということ言っておるんですが・・・。

○会長

それでは、皆さん長時間にわたってどうもありがとうございました。それでは、今日の委員会を閉会させていただいてよろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

平成19年9月25日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員

